

日時：2016年1月27日（水）  
若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

## 現代の若者の特徴と成年年齢引き下げ

宮本みち子  
放送大学副学長・千葉大学名誉教授

### ■成人期への移行プロセスの長期化

年齢的には思春期（後期中等教育）後、30歳程度までを想定

工業化時代：子ども期から成人期までの一本の順序だった連続的な移行ルートが存在

→1990年代後半以後、移行期の長期化、「直線的移行」から複雑でジグザグな移行へ

移行パターンは個人化・多様化・流動化

教育期間の長期化、標準的生活水準 VS 若年者の所得水準、不安定雇用

■成人期への移行の時期の課題：①安定した職業生活の基礎固めをする ②親の家を出て、独立した生活基盤を築く ③社会のフルメンバーとしての権利を獲得し義務を果たすことができるようになる準備・トレーニング ④社会的役割を取得し社会に参画する

■移行期の新たな問題：①列車旅行から自動車旅行へ、ジグザグな道筋 ②若者の中の格差が拡大、不利な諸条件をもつ若者の生活基盤と将来設計において深刻な問題が発生

若者に対する社会的関心の高まり ①婚姻率の低下（出生率の低下）②若年雇用問題の発生、③長期不登校、ひきこもり、無業者の増加などにみられる社会的自立の困難な若者の増加＝社会的孤立

これらの現象は、これまで学校、企業（カイシャ）、結婚・家族形成が密接に結合し、青年期から成人期への移行を枠付けていた社会経済構造が崩壊する過程と密接に結びついている

欧米先進諸国で成人期への移行に変化が生じたのは1980年代。日本の経験は10年から20年遅かった。

### ■若者にとってのリスク構造

- ・雇用セクターによる生活保障と家族セクター（とくに親）による養育・扶養の担保によって吸収されていたリスクが吸収されなくなる
- ・非婚や離婚などの新しいライフスタイルにともなうリスクが生じる
- ・経済的に頼れる親をもった若者と、それができない若者へと二極化
- ・リスクの多様化・階層化・普遍化

○リスクの多様化：若者が直面する困難は従来の社会保障の枠を超えるものが増えたため、社会保障システムは多様なリスクに対処することが求められる。

○リスクの階層化：生まれ育った家庭の社会階層。とくに、親の雇用の不安定が子どもの生育過程に不利をもたらし、それが子どもたちの将来の不安定雇用につながるという世代間連鎖が生まれる。なかでも、高学歴社会のなかで、義務教育を修了して、または高校中退で学校を去る者は、過去とは比べ物にならないほど不利な状況に立たされている。

○リスクの普遍化。生活の安定を担保していた完全雇用、稼ぎ手としての男性世帯主がいる核家族という構造が不安定になったことが、成人期への移行のプロセスにある若者にリスクをもたらしている。しかも、これらのリスクの芽は幼少期に生じていることが少なくない。

学校から仕事へとつながる安定したトラックから脱落した若者は、それ以後の人生トラックにおいて複合的なリスクを抱える状況に陥っている。

## 子ども・若者・大人

### ■青年期と成人期 若者と大人

大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少法（こども・わかもの法）』への第一歩」曹時59巻9号1頁（2007）

未成年	完全未成年	0歳～
	準成年	15歳～
成年	初成年	20（18）～25（26）
	完全成年	

宮本みち子「青年期への移行モデルの転換と若者制作」人口問題研究68巻1号32頁（2012）

若者	青年前期	10代後半
	青年後期	20代前半
	ポスト青年期	20代後半

- 16-17 だれでも後期中等教育レベルの教育を受けられる環境（広義）が与えられること
- 18-19 高等教育を受けられること、親に代わる経済支援・生活支援が必要
- 20-23 実社会へ出る準備ができる環境
- 24-25 キャリア形成、ライフプランニング支援

### ■「成人」をどう定義するか？

- ・未成年と成人とは明確に区分できるものではない
- ・青年から成人へのプロセスとして認識することが妥当
- ・15歳以上は、完全な保護の時期ではない。しだいに自立性が高まっていくとはいえ成人期への準備段階で、20歳台の半ばまでは完全な成人期とは異なる配慮の必要な年齢段階
- ・若者（青年）は、大衆社会内へと位置付けられる（＝社会化）途上にある年齢層（しかし特定の年齢を指すわけではない）

社会化を遂げるべき存在、いまだ＜社会一人＞たりえていないという共通性をもつこ

とが想定されている（中西新太郎 第8回基礎法学総合シンポジウム配布資料 2014年7月5日）

- ・ <大人—子ども>関係と大人像、子ども像のゆらぎ（同上資料）・・・不明確化  
子ども期の終わりは以前より早くなっている。成人期への入り口はあいまいに
- ・ 世間が「大人になれない」という時に前提としている「大人」像はもはや成立しえない
- ・ 社会的自立の3条件  
職業的社会的自立/ 政治的社会的自立/ 市民的自立/ 成長・発達—人格的自立  
3条件は相互に関連しているが、不均等で矛盾を含んでいる
- ・ ここで重要な点：若者とは自立を目標としつつ、社会的支援の対象でもある。  
とくに不安定な生活基盤しかもてない若者が増加していることに対して、取組を強化する必要がある。
- ・ 現代における<社会的排除の状態にある若者>は社会化の3次元全体にわたるといふ点が重要

西洋諸国：青年期から成人期への移行をシティズンシップの権利を獲得するプロセスととらえようという考え方へ。成人期に入るとは、選挙権、労働の諸権利、社会保障の諸権利等のシティズンシップの権利を獲得するだけでなく、その権利を実際に行使することのできる地位を得た状態と見做す。仕事の有無、結婚の有無、子どもの有無など、これまで一人前の条件とされたものは考慮されない。それだけ、成人期の形は多様であることが承認されている。

## 新しい若者政策

### ■移行政策とは？

- ・ 「成人期への移行」に焦点を当てた移行政策中心課題は、若者が成人期に向けて歩むのを見守り、大人としての地位を獲得することを支援＝どのような若者でも安定した生活基盤を築くことができる環境条件を整えること 教育・訓練、雇用、社会保障・福祉、住宅など
- ・ 若者のリスクに対応する若者政策は、学卒、就職、離家、独立世帯形成、結婚・家族形成などのステップを支える社会経済環境を整備すること。
- ・ 若者政策の基本的スタンスは、すべての若者が労働市場の内部か外部かを問わず、社会に参加できる条件を獲得できるような環境条件を整えること。若者の新しいリスクに積極的に対応する社会政策は、予防的効果を発揮し、事後的保障の負担を軽減するはず。

### ■成人移行期に関係する社会政策は主に3つの領域で展開

- ① 労働政策（キャリア教育・職業訓練を含む）、②青少年・若者の社会的自立、③リスクを抱える若者の社会的包摂に関する政策、④少子化に関する政策（次世代育成支援政策ともいう）
- ② 2002年4月から開催された「青少年の育成に関する有識者懇談会」
  - ・ 青少年に関するさまざまな問題に対する行政の対応が、従来それぞれの分野の監督

省庁によって縦割りに行われてきたことが問われ、教育・福祉・雇用・社会環境などの各分野をまたがる政策的対応や実態の把握に際して、省庁横断的な連携体制をとるべきであるとの見解が打ち出された。

・懇談会が2003年4月にまとめた報告書：「青年期」については、18歳くらいから30歳くらいまでと想定した上で、この時期の課題として、①職業的自立、②親からの自立、③公共への参画の3点をあげている。但し、結婚や家族形成に関しては、対象から除外している。青少年施策と次世代育成施策との間に線引きをしたともみられるが、2000年代の後半になると、両者を統合する認識もみられるようになる。

#### ■2005年「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」（内閣府）報告

「若者の実態はもっと複雑で、総合的視野で理解する必要性のある問題であることを指摘したい。むしろ工業化時代に形成された、社会で一人前になるための仕組みが消滅しつつあるという考えに立って提言を行った。」

「近年、各地で官民それぞれに、若者の就労支援の取組が進められているが、これらはまだ単発的であり、諸機関・団体の連携は限られている。そのため、自立するまでの継続性のある有効な支援ができてはいない状況にあり、特に若者の複合的問題（例えば家庭の複雑な事情が原因となって、学校も続けられず、仕事にも就けないなど）に対処することができないという問題を抱えている。既存の行政の壁を打ち破り、教育・生涯学習・就労・社会保障・家族・健康医療等を包括する自立支援の仕組みこそが有効性を発揮するはずである。このような仕組みを作るための具体的検討作業を、各地で官民一体となって開始すべきであることを提言する」。

→2009年6月「子ども・若者育成支援推進法」成立、2010年4月施行。同年7月に「子ども・若者ビジョン」（従来の青少年育成施策大綱を改称）が成立。

子ども・若者を社会の担い手と位置づけ、自立した個人としての確立を目標とすること、すべての子ども・若者が確かな人生のスタートを切ることができるよう支援することを明記。子どもと若者がセットとなり、かつ子ども期から若者期までの一貫したビジョンへと進化

#### ■社会保障制度に見る“移行期”の位置づけ

・若者の自立を担保する社会保障制度は極めて弱体。日本の社会保障制度が、家族体制にもとづく制度枠組みを前提とし、『若者』を社会保障における固有の対象（主体）として問題にしてこなかったことに起因。

・実際の社会保障制度における給付制度をみても、「高齢」や「育児」に関する給付はあるが、「若者」は制度のなかに位置づけられていない。

・権利の主体として脆弱であることを象徴しているのが養護施設で育つ若者の問題。

18歳で養護施設を出なければならぬ若者は、完全に自活できるだけの賃金を得られない段階にあっても社会保障の対象とはならず、苦しい状況に置かれたまま。

・住宅の問題も大きな課題：低所得者、単身者、無配偶者、借家人を支援する政策は極めて弱い。晩婚化・非婚化が進み、とくに低所得の独身者が増加する状況では、住まいの「梯子」に加わっていない若者が増加するのは必然。

・18歳で児童養護施設を退所しなければならない若者の住まいは、社会的に保障されてい

ない。ホームレスになるリスクが高いにもかかわらず放置されている。

・雇用を主とする生活保障策に依拠して生活保障が担保されなくなり、家族形態も多様化するなかで、従来の社会保障体系を変えなければ、人生の初期の段階で排除されてしまう子どもや若者たちが増加していくだろう。

#### 関係既発表文献

宮本みち子 (2002) 『若者が<社会的弱者>に転落する』 洋泉社

宮本みち子 (2004) 『ポスト青年期と親子戦略』 勁草書房

宮本みち子 (2006) 「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み—」『思想』983号, pp. 153—166.

宮本みち子 (2010) 「社会学の観点からみた成年年齢の引き下げの意味」『ジュリスト』No. 1392, pp. 168—175.

宮本みち子 (2012) 『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティ』(ちくま新書), 筑摩書房

宮本みち子・小杉礼子編著(2011) 『二極化する若者と自立支援』 明石書店

宮本みち子編著 (2015) 『すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して—』 岩波書店